

歯科材料 09 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科用研削材及び研磨材 JMDN70908000

## ピー・ピー アルミナ(茶)

### 【禁忌・禁止】

・指定された用途以外には使用しないこと。

### 【形状、構造及び原理】

#### 【概要】

：歯科用研削器材

本品は、歯科技工物の金属表面処理や金属の酸化皮膜・石膏・埋没材等の除去を目的としたサンドブラスト材料である。  
本品は、サンドブラスト・ペンシルブラスト等の器械に投入し使用する。

#### 【形状、構造】

形状	粉粒体
成分	酸化アルミニウム 94%以上 酸化チタン 1.5%~3.5% 非晶質シリカ 1.0%以下
色	褐色

#### 【原理】

：酸化アルミニウム等の粒子によるブラスト研削。

#### 【原材料又は構成部品】

名称	原材料名	血液・体液等の接触の有無
ピー・ピー アルミナ(茶) #220	：酸化アルミニウム 成分：酸化チタン ：非晶質シリカ	無
ピー・ピー アルミナ(茶) #120	：酸化アルミニウム 成分：酸化チタン ：非晶質シリカ	無
ピー・ピー アルミナ(茶) #60	：酸化アルミニウム 成分：酸化チタン ：非晶質シリカ	無

#### 【使用目的又は効果】

補綴物等の研削に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。  
補綴物等のブラスト材として用いる。

#### 【使用方法等】

：本品は、歯科技工物の金属表面処理や金属の酸化皮膜・石膏・埋没材等の除去を目的としたサンドブラスト材料である。  
：本品は、サンドブラスト・ペンシルブラスト等の器械に投入し使用する。

#### 【使用上の注意】

- ・使用にあたっては器械メーカーの指示に従って、使用可能粒径を確認すること。
- ・本品を使用してブラスト研削を行う場合は、局所集塵装置、公的機関が認定した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本品はブラスト研削の際には保護めがね等を使用すること。
- ・本品が万一目に入った場合には、直ちに大量の水で洗浄した後、眼科医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本品は【使用目的又は効果】に記載の用途以外への使用はしないこと。
- ・本品は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

#### 【保管方法】

- ・湿ると軽く固着する事があるので容器を密閉し乾燥した屋内に保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

#### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

有限会社 ブロップ  
電話 052-618-5777

取扱説明書を必ずご参照下さい。